

# 第三十一号議案

## 仙台市公文書等の管理に関する条例

仙台市公文書等の管理に関する条例

### 目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 公文書の管理（第四条―第十四条）

第三章 歴史的公文書等の保存、利用等（第十五条―第三十三条）

第四章 仙台市公文書館（第三十四条―第三十七条）

第五章 雑則（第三十八条・第三十九条）

### 附則

第一章 総則

#### （目的）

第一条 この条例は、市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、市民共有の知的資源であることに鑑み、公文書管理の基本的事項を定めることにより、公文書の適正な管理並びに歴史的公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

#### （定義）

第二条 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
  - 二 博物館その他の市の機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（歴史的公文書を除く。）
- 2 この条例において「歴史的公文書」とは、公文書のうち、歴史資料として重要なものとして第十一条第一項の規定により保存されているもの及び同条第四項の規定により市長に移管されたものをいう。
- 3 この条例において「歴史的公文書等」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 歴史的公文書
  - 二 法人その他の団体（本市を除く。以下「法人等」という。）又は個人から本市が設置する公文書館へ寄贈された文書、図画及び電磁的記録（公文書を除く。）
- 4 この条例において「実施機関」とは、市長、議会の議長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。

(他の法令等との関係)

第三条 公文書及び歴史的公文書等の管理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

## 第二章 公文書の管理

(公文書の管理に関する原則)

第四条 実施機関の職員は、市の諸活動を市民に説明する責務を有することを認識し、事務の適正かつ能率的な執行に資するよう、公文書の作成、整理、保存等を適切に行わなければならない。

(公文書の作成)

第五条 実施機関の職員は、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、公文書を作成しなければならない。

(整理等)

第六条 実施機関の職員が公文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、能率的な事務又は事業の処理及び公文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める公文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する公文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物（以下「公文書ファイル」という。）にまとめなければならない。

2 実施機関は、別に定めるところにより、単独で管理することが適当であると認める公文書及び公文書ファイル（以下これらを「公文書ファイル等」という。）について分類し、名称を付するとともに、保存期間を設定しなければならない。

3 実施機関は、別に定めるところにより、前項の規定により設定した保存期間を延長することができる。

(歴史的公文書選別基準)

第七条 市長は、歴史資料として重要な公文書を選別するための基準を定めるものとする。

2 市長は、前項の基準（以下「歴史的公文書選別基準」という。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ仙台市公文書等管理・情報公開審議会条例（令和五年仙台市条例第 号）第一条第一項の規定により置かれる仙台市公文書等管理・情報公開審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

(保存期間が満了したときの措置の定め)

第八条 市長は、公文書ファイル等について、保存期間（第六条第三項の規定により延長された場合にあつては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史的公文書選別基準に該当するものにあつては引き続き保存する措置を、それ以外のものにあつては廃棄する措置をとるべきことを定めるものとする。

2 市長以外の実施機関は、必要に応じて市長と協議を行い、公文書ファイル等について、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史的公文書選別基準に該当するものにあつては市長へ移管する措置を、それ以外のものにあつては廃棄する措置をとるべきことを定めるものとする。

(保存)

第九条 実施機関は、公文書ファイル等について、当該公文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

(公文書ファイル管理簿)

第十条 実施機関は、公文書ファイル等の管理を適切に行うため、別に定めるところにより、公文書ファイル等の分類、名称、保存期間及び保存期間が満了したときの措置その他の必要な事項（仙台市情報公開条例（平成十二年仙台市条例第八十号。以下「情報公開条例」という。）第七条に規定する不開示情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「公文書ファイル管理簿」という。）に記載しなければならない。ただし、一年未満の保存期間が設定された公文書ファイル等については、この限りでない。

- 2 市長以外の実施機関は、毎年度、公文書ファイル管理簿を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、毎年度、各実施機関が作成した公文書ファイル管理簿を取りまとめ、公表しなければならない。

(保存期間が満了した公文書の取扱い)

第十一条 市長は、保存期間が満了した公文書ファイル等について、第八条第一項の規定による定めに基づき、歴史的公文書として引き続き保存し、又は廃棄しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により引き続き保存する公文書ファイル等について、第十八条第四項第一号に掲げる場合に該当するものとして利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨を記録しなければならない。
- 3 市長は、第一項の規定により保存期間が満了した公文書ファイル等（市長が定めるものを除く。第六項において同じ。）を廃棄しようとするときは、市長が定めるところにより、あらかじめ当該公文書ファイル等が歴史的公文書選別基準に該当するか否かについて審議会の意見を聴くものとする。
- 4 市長以外の実施機関は、保存期間が満了した公文書ファイル等について、第八条第二項の規定による定めに基づき、市長に移管し、又は廃棄しなければならない。この場合において、市長は、当該移管された公文書ファイル等を歴史的公文書として保存しなければならない。
- 5 市長以外の実施機関は、前項の規定により市長に移管する公文書ファイル等について、第十八条第四項第一号に掲げる場合に該当するものとして利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。
- 6 市長以外の実施機関は、第四項の規定により、保存期間が満了した公文書ファイル等を廃棄しようとするときは、市長が定めるところにより、あらかじめ市長に協議しなければならない。
- 7 市長は、前項の規定による協議があつたときは、市長が定めるところにより、当該公文書ファイル等が歴史的公文書選別基準に該当するか否かについて審議会の意見を聴くものとする。
- 8 市長は、前項の審議会の意見を踏まえ、当該公文書ファイル等が歴史的公文書選別基準に該当すると認めるときは、当該公文書ファイル等を保有する実施機関に対し、市長へ移管する措置をとることを求めることができる。この場合において、当該実施機関は、当該公文書ファイル等を市長に移管す

ることが適切であると認めるときは、第八条第二項の規定による定めを変更し、当該公文書ファイル等を市長に移管するものとする。

(管理状況の公表)

第十二条 市長以外の実施機関は、公文書ファイル管理簿の作成状況その他の公文書の管理の状況について、毎年度、市長に報告しなければならない。

2 市長は、毎年度、各実施機関における公文書ファイル管理簿の作成状況その他の公文書の管理の状況を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

(管理体制の整備)

第十三条 実施機関は、別に定めるところにより、公文書を適正に管理するために必要な体制を整備しなければならない。

(適用除外)

第十四条 この章の規定は、歴史的公文書には適用しない。

第三章 歴史的公文書等の保存、利用等

(歴史的公文書等の保存)

第十五条 市長は、歴史的公文書等について、第三十二条第一項の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。

2 市長は、歴史的公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第十六条 市長は、歴史的公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

(目録の作成)

第十七条 市長は、歴史的公文書等の分類、名称その他の歴史的公文書等の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

(歴史的公文書等の利用請求)

第十八条 何人も、この条例の定めるところにより、前条の目録の記載に従い、市長に対し、歴史的公文書等の利用の請求（以下「利用請求」という。）をすることができる。

2 利用請求は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「利用請求書」という。）を市長に提出して行わなければならない。ただし、利用請求に係る歴史的公文書等に、公表を目的として作成し、又は取得した情報その他明らかに利用することができる情報が記載されている場合であつて、市長が利用請求書の提出を要しないと認めるときは、市長が定める簡便な方法によることができる。

1 利用請求をする者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他



の団体にあつては代表者の氏名

二 前条の目録に記載された利用請求に係る歴史的公文書等の名称

3 市長は、利用請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用請求をした者（以下「利用請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、市長は、利用請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

4 市長は、利用請求があつたときは、次に掲げる場合を除き、当該利用請求に応じなければならない。

一 当該利用請求に係る歴史的公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

イ 情報公開条例第七条第一号に掲げる情報

ロ 情報公開条例第七条第二号に掲げる情報

ハ 情報公開条例第七条第三号に掲げる情報

二 情報公開条例第七条第四号に掲げる情報

ホ 情報公開条例第七条第六号イ及びホに掲げる情報

二 当該利用請求に係る歴史的公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈されたものであつて、当該期間が経過していない場合

三 当該利用請求に係る歴史的公文書等の原本を利用に供することにより当該原本を破損し、若しくは汚損するおそれがある場合又は市長が修復作業その他の業務のために当該原本を現に使用している場合

5 市長は、利用請求に係る歴史的公文書等が前項第一号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該歴史的公文書等が作成され、又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該歴史的公文書等に第十一条第二項の規定による記録がされ、又は同条第五項の規定による意見が付されている場合には、当該記録又は意見を参酌しなければならない。

6 市長は、利用請求に係る歴史的公文書等の一部に第四項第一号イからホまでに掲げる情報又は同項第二号の条件に係る情報が記録されている場合において、当該情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該利用請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該情報が記録されている部分以外の部分を利用させなければならない。

（歴史的公文書等の利用請求に対する決定）

第十九条 市長は、利用請求に係る歴史的公文書等の全部又は一部を利用させるときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨及び利用の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 市長は、利用請求に係る歴史的公文書等の全部を利用させないときは、利用させない旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用決定等の期限）

第二十条 前条の決定（以下「利用決定等」という。）は、利用請求があつた日から十四日以内にななければならない。ただし、第十八条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 市長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項に規定する期間を利用請求があつ

た日から六十日を限度として延長することができる。この場合において、市長は、利用請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用決定等の期限の特例)

第二十一条 利用請求に係る歴史的公文書等が著しく大量であるため、利用請求があつた日から六十日以内にその全てについて利用決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市長は、利用請求に係る歴史的公文書等のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定等をし、残りの歴史的公文書等については相当の期間内に利用決定等すれば足りる。この場合において、市長は、同条第一項に規定する期間内に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 本条を適用する旨及びその理由
- 二 残りの歴史的公文書等について利用決定等を行う期限

(本人情報の取扱い)

第二十二条 市長は、第十八条第四項第一号ロの規定にかかわらず、同号ロに掲げる情報により識別される特定の個人(以下この条において「本人」という。)から、当該情報が記録されている歴史的公文書等について利用請求があつた場合において、市長が定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があつたときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該歴史的公文書等につき同号ロに掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

(第三者保護に関する手続)

第二十三条 利用請求に係る歴史的公文書等に次に掲げる者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されている場合には、市長は、利用決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る歴史的公文書等の名称その他市長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 一 市
  - 二 国
  - 三 公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)第二条第二項に規定する独立行政法人等
  - 四 他の地方公共団体
  - 五 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人
  - 六 利用請求者
- 2 市長は、第三者に関する情報が記録されている歴史的公文書等の利用をさせようとする場合であつて、当該情報が情報公開条例第七条第二号ロ又は第三号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定(以下「利用決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る歴史的公文書等の名称その他市長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 市長は、歴史的公文書であつて第十八条第四項第一号ニに該当するものとして第十一条第五項の規

定により意見を付されたものについて利用決定をする場合には、あらかじめ、当該歴史的公文書を移管した実施機関に対し、利用請求に係る歴史的公文書の名称その他市長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

- 4 市長は、第一項又は第二項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該歴史的公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該歴史的公文書等について利用決定をするときは、利用決定の日と利用させる日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、市長は、利用決定の後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、利用決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

#### （利用の方法）

第二十四条 市長が歴史的公文書等を利用させる場合には、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して市長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法により歴史的公文書等を利用させる場合にあつては、当該歴史的公文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに限り、その写しを閲覧させる方法により、これを利用させることができる。

#### （費用の負担）

第二十五条 前条の規定により歴史的公文書等の写しの交付（電磁的記録にあつては、これに準ずる方法として市長が定める方法を含む。）を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

#### （行政不服審査法の適用除外）

第二十六条 利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項本文の規定は、適用しない。

#### （審議会への諮問等）

第二十七条 市長は、利用決定等又は利用請求に係る不作為について審査請求があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審議会に諮問しなければならない。

- 一 審査請求が不適法であり、却下する場合
  - 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る歴史的公文書等の全部を利用させることとする場合（当該歴史的公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）
  - 三 審査請求が、審議会によつて、市民の権利利益及び行政の運営に対する影響の程度その他当該事件の性質を勘案して、諮問を要しないものと認められたものである場合
- 2 市長は、前項の規定による諮問に対する答申があつたときは、これを尊重して、同項の審査請求についての裁決を行わなければならない。

#### （諮問をした旨の通知）

第二十八条 市長は、前条第一項の規定により諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- 一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

- 二 利用請求者（利用請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
  - 三 当該審査請求に係る歴史的公文書等の利用について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- （第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第二十九条 第二十三条第四項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- 一 利用決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
  - 二 審査請求に係る利用決定等（利用請求に係る歴史的公文書等の全部を利用させる旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る歴史的公文書等を利用させる旨の裁決（第三者である参加人が当該歴史的公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）
- （利用の促進）

第三十条 市長は、歴史的公文書等（第十八条の規定により利用させることができるものに限る。）について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

（移管元実施機関による利用の特例）

第三十一条 歴史的公文書を移管した市長以外の実施機関が市長に対してそれぞれその所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該歴史的公文書について利用請求をした場合には、第十八条第四項第一号の規定は、適用しない。

（歴史的公文書等の廃棄）

第三十二条 市長は、歴史的公文書等として保存されている文書が歴史資料として重要でなくなったと認める場合には、当該文書を廃棄することができる。

2 市長は、前項の規定により文書を廃棄するときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

（歴史的公文書等の保存及び利用状況の公表）

第三十三条 市長は、歴史的公文書等の保存及び利用の状況について、毎年度、その概要を公表しなければならない。

#### 第四章 仙台市公文書館

（設置）

第三十四条 歴史的公文書等を適切に保存し、及び市民の利用に供するため、公文書館法（昭和六十二年法律第百十五号）第五条第一項の規定に基づき、公文書館を設置する。

（名称及び位置）

第三十五条 公文書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
仙台市公文書館	仙台市青葉区貝ヶ森五丁目六番一号

（事業）

第三十六条 公文書館は、次に掲げる事業を行う。



- 一 歴史的公文書等を保存し、一般の利用に供すること
- 二 歴史的公文書等の保存及び利用に関する調査研究を行うこと
- 三 歴史的公文書等の普及活動に関すること
- 四 前三号に掲げるもののほか、第三十四条の目的を達成するために必要な事業に関すること

(賠償)

第三十七条 公文書館の建物、附屬設備又は歴史的公文書等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

第五章 雑則

(研修)

第三十八条 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

(委任)

第三十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 第七条、第三章、第四章並びに附則第三項から第五項まで及び第七項の規定 令和五年七月三日
  - 二 第八条、第十条から第十二条まで及び次項の規定 令和六年四月一日

(経過措置)

- 2 第八条及び第十条から第十二条までの規定は、これらの規定の施行の日以後に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した公文書について適用する。
- 3 附則第一項第一号に掲げる規定の施行の際現に市長が歴史資料として重要であると認め特別に保存している文書、図画及び電磁的記録については、歴史的公文書等とみなす。
- 4 市長は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日(次項において「第二号施行日」という。)前に職員が職務上作成し、又は取得した公文書であつて保存期間が満了したものについて、歴史資料として重要なものと認めるものにあつては歴史的公文書として引き続き保存し、それ以外のものにあつては廃棄しなければならない。
- 5 市長以外の実施機関は、第二号施行日前に職員が職務上作成し、又は取得した公文書であつて保存期間が満了したものについて、歴史資料として重要なものと認めるものにあつては市長に移管し、それ以外のものにあつては廃棄しなければならない。この場合において、市長は当該移管された公文書を歴史的公文書として保存しなければならない。

(情報公開条例の一部改正)

- 6 情報公開条例の一部を次のように改正する。  
目次中「第三十七条」を「第三十六条」に改める。

第三十四条を削り、第五章中第三十五条を第三十四条とし、第三十六条を第三十五条とし、第三十

七条を第三十六条とする。

7 情報公開条例の一部を次のように改正する。

第二条第二号口中「博物館」の下に「、公文書館」を加える。

理 由

公文書の管理並びに歴史的公文書等の保存及び利用等に関し必要な事項を定めるとともに、仙台市公文書館を設置する等のため、新たに条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第三十二号議案

### 仙台市公文書等管理・情報公開審議会条例

#### 仙台市公文書等管理・情報公開審議会条例

##### (設置等)

第一条 次の各号に掲げる諮問に応じ調査審議するため、仙台市公文書等管理・情報公開審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 一 仙台市情報公開条例（平成十二年仙台市条例第八十号。以下「情報公開条例」という。）第十八条第一項及び仙台市公文書等の管理に関する条例（令和五年仙台市条例第 号。以下「公文書等管理条例」という。）第二十七条第一項の規定による諮問
  - 二 公文書等管理条例第七条第二項、第十一条第三項及び第七項並びに第三十二条第二項の規定による諮問
- 2 審議会は、前項の規定による調査審議を行うほか、情報公開に関する重要な事項並びに公文書及び歴史的公文書等の管理及び利用に関する重要な事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

##### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 諮問実施機関 情報公開条例第十八条第二項に規定する諮問実施機関をいう。
- 二 開示決定等 情報公開条例第十二条第一項に規定する開示決定等をいう。
- 三 公文書 情報公開条例第二条第二号に規定する公文書をいう。
- 四 利用決定等 公文書等管理条例第二十条第一項に規定する利用決定等をいう。
- 五 歴史的公文書等 公文書等管理条例第二条第三項に規定する歴史的公文書等をいう。
- 六 開示請求 情報公開条例第六条第一項に規定する開示請求をいう。
- 七 利用請求 公文書等管理条例第十八条第一項に規定する利用請求をいう。
- 八 参加人 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十三条第四項に規定する参加人をいう。

##### (組織及び委員)

第三条 審議会は、委員五人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

##### (会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査請求に関する諮問に係る調査権限)

第六条 審議会は、第一条第一号に掲げる諮問があつた場合において、必要があると認めるときは、諮問実施機関又は市長に対し、開示決定等に係る公文書又は利用決定等に係る歴史的公文書等の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審議会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関又は市長は、審議会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。
- 3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関又は市長に対し、開示決定等に係る公文書又は利用決定等に係る歴史的公文書等に記録されている情報の内容を審議会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。
- 4 第一項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人、諮問実施機関又は市長（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第七条 審議会は、審査請求人等から申出があつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 審議会は、審査請求人等から申出があつたときは、当該審査請求人等に意見書又は資料の提出を認めることができる。
- 3 審議会は、前項の規定により審査請求人等から意見書又は資料が提出された場合には、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出した者を除く。）にその旨を通知するよう努めるものとする。

(提出資料の閲覧等)

第八条 審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付（以下この項及び次項において「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。

- 2 審議会は、前項の規定による閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。
- 3 第一項の規定により審議会に提出された意見書又は資料の写しの交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(調査審議手続の非公開)

第九条 第一条第一号に掲げる諮問に応じて審議会が行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付)

第十条 審議会は、第一条第一号に掲げる諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。

(公文書等の管理に関する諮問に係る調査権限)

第十一条 審議会は、第一条第二号に掲げる諮問があつた場合において、必要があると認めるときは、実施機関の職員その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(委任)

第十二条 この条例に定めるもののほか、審議会の調査審議の手続に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年七月三日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後最初に委嘱される審議会の委員の任期は、第三条第三項の規定にかかわらず、令和八年六月三十日に満了する。

3 この条例の施行の際現に次項の規定による改正前の情報公開条例（以下この項において「旧条例」という。）第二十一条第一項の規定により置かれた仙台市情報公開審査会（以下この項及び附則第五項において「旧審査会」という。）の委員である者又はこの条例の施行前において旧審査会の委員であつた者に係る旧条例第二十二条第五項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(情報公開条例の一部改正)

4 情報公開条例の一部を次のように改正する。

目次中 「第三節 仙台市情報公開審査会（第二十一条―第二十四条）」を削り、  
「第四節 審査会の審査請求に係る調査審議の手続（第二十五条―第三十条）」を削り、

「第三十一条―第三十三条」を「第二十一条―第二十三条」に、「第三十四条―第三十六条」を「第二十四条―第二十六条」に改める。

第十八条の見出し中「審査会」を「審議会」に改め、同条第一項中「仙台市情報公開審査会」を「仙台市公文書等管理・情報公開審議会条例（令和五年仙台市条例第 号）第一条第一項の規定により置かれる仙台市公文書等管理・情報公開審議会」に改める。

第三章第三節及び第四節を削る。

第四章中第三十一条を第二十一条とし、第三十二条を第二十二条とし、第三十三条を第二十三条とする。

第五章中第三十四条を第二十四条とし、第三十五条を第二十五条とし、第三十六条を第二十六条と



する。

(情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この条例の施行前に旧審査会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審議会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧審査会がした調査審議の手續は審議会がした調査審議の手續とみなす。

#### 理 由

仙台市公文書等管理・情報公開審議会を設置するとともに、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第三十三号議案

### 仙台市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例

#### 仙台市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例

##### (趣旨)

第一条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

##### (定義)

第二条 この条例で使用使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

##### (小規模個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第三条 実施機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。以下同じ。）は、本人の数が令第二十条第二項に定める数未満の個人情報ファイルについて、法第七十四条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号並びに令第二十一条第六項各号に掲げる事項を記載した帳簿（第三項において「小規模個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一 法第七十四条第二項第一号から第八号まで及び第十号に掲げる個人情報ファイル

二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして規則で定める個人情報ファイル

3 第一項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは法第七十四条第一項第五号若しくは第七号に掲げる事項を小規模個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを小規模個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを小規模個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

##### (開示請求の手續)

第四条 開示請求書には、法第七十七条第一項各号に掲げる事項のほか、市長が定める事項を記載するものとする。

##### (開示決定等の期限)

第五条 開示決定等は、開示請求があつた日から十四日以内にしなければならない。ただし、法第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に

規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第六条 開示請求に係る保有個人情報に著しく大量であるため、開示請求があつた日から四十四日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料)

第七条 法第八十九条第二項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

- 2 法第八十七条第一項の規定により文書又は図画の写しの交付（電磁的記録にあつては、これに準ずる方法として規則で定める方法を含む。）を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(訂正請求の手續)

第八条 訂正請求書には、法第九十一条第一項各号に掲げる事項のほか、市長が定める事項を記載するものとする。

(利用停止請求の手續)

第九条 利用停止請求書には、法第九十九条第一項各号に掲げる事項のほか、市長が定める事項を記載するものとする。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第十条 法第百十九条第三項の規定により納付しなければならない手数料の額は、二一、〇〇〇円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- 一 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに三、九五〇円
  - 二 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）
- 2 法第百十九条第四項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
    - 一 次号に掲げる者以外の者 法第百十五条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第百十九条第三項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
    - 二 法第百十五条（法第百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 二一、六〇〇円

(審議会への諮問)

第十一条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づき意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、仙台市個人情報保護審議会に諮問することができる。

- 一 この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- 二 法第六十六条第一項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- 三 前二号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(設置)

第十二条 次に掲げる事務を行うため、仙台市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 一 法第百五条第三項において準用する同条第一項及び仙台市議会の個人情報の保護に関する条例（令和五年仙台市条例第 号）第四十五条第一項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること
- 二 前条及び仙台市議会の個人情報の保護に関する条例第五十条の規定による諮問に応じ調査審議すること
- 三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十八条第一項に規定する評価書に関する事項について調査審議すること

(組織及び委員)

第十三条 審議会は、委員五人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第十四条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第十五条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の調査権限)

第十六条 審議会は、第十二条第一号に掲げる事務を行う場合において、必要があると認めるときは、諮問実施機関（法第百五条第三項において準用する同条第一項の規定により諮問をした実施機関及び仙台市議会の個人情報の保護に関する条例第四十五条第一項の規定により諮問をした議会の議長をい

う。以下同じ。) に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審議会は、第一項前段に規定する場合において、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の内容及び当該開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等をした理由を審議会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。
- 4 第一項及び前項に定めるもののほか、審議会は、第一項前段に規定する場合において、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めるとその他必要な調査をすることができる。
- 5 第一項及び前二項に定めるもののほか、審議会は、必要があると認めるときは、実施機関の職員その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(意見の陳述等)

第十七条 審議会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 審議会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に意見書又は資料の提出を認めることができる。
- 3 審議会は、前項の規定により審査請求人等から意見書又は資料が提出された場合には、審査請求人等(当該意見書又は資料を提出した者を除く。)にその旨を通知するよう努めるものとする。

(提出資料の閲覧等)

第十八条 審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付(以下この項及び次項において「閲覧等」という。)を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。

- 2 審議会は、前項の規定による閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。
- 3 第一項の規定により審議会に提出された意見書又は資料の写しの交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(審査請求に係る調査審議手続の非公開)

第十九条 第十二条第一号に掲げる事務の手続は、公開しない。

(答申書の送付)

第二十条 審議会は、第十二条第一号の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。

(委任)



第二十一条 第十二条から前条までに定めるもののほか、審議会の調査審議の手續に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

2 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

##### (仙台市個人情報保護条例の廃止)

第二条 仙台市個人情報保護条例（平成十六年仙台市条例第四十九号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

##### (経過措置)

第三条 次に掲げる者に係る旧条例第三条第二項又は第十三条第三項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第二条第一号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

一 この条例の施行の際現に旧条例第二条第四号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者（以下「旧実施機関の職員である者」という。）又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であつた者（以下「旧実施機関の職員であつた者」という。）のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

二 この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 この条例の施行の日前に旧条例第十六条第一項、第二十九条第一項又は第三十六条第一項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する旧個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例第四十四条第一項に規定する仙台市個人情報保護審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、その際第十三条第二項の規定により審議会の委員に委嘱されたものとみなし、その任期は、同条第三項の規定にかかわらず、同項の任期からその者が旧審議会の委員として在任した期間を控除した期間とする。

4 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者又はこの条例の施行前において旧審議会の委員であつた者に係る旧条例第四十五条第五項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

5 この条例の施行前に旧審議会にされた諮問は審議会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧審議会がした調査審議の手續は審議会がした調査審議の手續とみなす。

6 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された公文書（旧条例第二条第六号に規定する公文書をいう。次項及び第八項において同じ。）であつて、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を容易に検索し得る状態で体系的に旧個人情報を記録したもの（そ

の全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 旧実施機関の職員である者又は旧実施機関の職員であった者

二 第一項第二号に掲げる者

7 前項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された公文書であつて、同項に規定するもの以外のもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

8 第六項各号に掲げる者が、その事務に関して知り得た旧個人情報であつて、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた公文書に記録されたものをこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

9 この条例の施行前にした行為に対する旧条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

(仙台市政務活動費の交付及び使途の公開に関する条例の一部改正)

第四条 仙台市政務活動費の交付及び使途の公開に関する条例(平成十三年仙台市条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項及び第十二条の二中「非開示情報」を「不開示情報」に改める。

(仙台市情報公開条例の一部改正)

第五条 仙台市情報公開条例(平成十二年仙台市条例第八十号)の一部を次のように改正する。

第七条、第八条第一項、第九条及び第十条中「非開示情報」を「不開示情報」に改める。

第十二条第一項中「の翌日から起算して十四日以内」を「から十四日以内」に改め、同条第二項中「の翌日から起算して六十日」を「から六十日」に改める。

第十三条中「の翌日から起算して六十日以内」を「から六十日以内」に改める。

第十五条第一項中「視聴、閲覧、写しの交付その他電磁的記録の種類」を「その種類」に改め、同条第二項中「又は視聴」を削る。

第十六条第一項中「(仙台市個人情報保護条例(平成十六年仙台市条例第四十九号)を除く。以下この条において同じ。)」を削る。

第十七条中「写しの交付その他」を「」に改める。

## 理 由

個人情報の保護に関する法律の改正を考慮し、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第三十四号議案

### 仙台市職員退職手当基金条例

#### 仙台市職員退職手当基金条例

##### (設置)

第一条 仙台市職員退職手当条例（昭和二十八年仙台市条例第三十三号）、仙台市立学校職員退職手当条例（昭和二十八年仙台市条例第三十四号）及び技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年仙台市条例第六号）の規定に基づき退職手当（以下「退職手当」という。）の支給に要する経費の財源を確保するため、職員退職手当基金（以下「基金」という。）を設置する。

##### (積立て)

第二条 毎年度基金として積み立てる額は、予算で定める額の範囲内の額とする。

##### (管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
- 3 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替え、又は特別会計に貸し付けて運用することができる。

##### (運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、仙台市一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入する。

##### (処分)

第五条 基金は、退職手当の支給に要する経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

##### (委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

#### 理 由

退職手当の支給に要する経費の財源を確保することを目的として職員退職手当基金を設置するため、新たに条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第三十五号議案

### 仙台市事務分掌条例の一部を改正する条例

#### 仙台市事務分掌条例の一部を改正する条例

仙台市事務分掌条例（昭和三十四年仙台市条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第七号中「子供未来局」を「こども若者局」に改め、同号(一)中「子供の」を「こども及び若者に係る」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

#### 理 由

子供未来局の分掌事務をこども及び若者に係る保健福祉及び健全育成に関する事項とするとともに、子供未来局の名称をこども若者局に変更するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第三十六号議案

### 仙台市職員定数条例の一部を改正する条例

#### 仙台市職員定数条例の一部を改正する条例

仙台市職員定数条例（昭和二十六年仙台市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二四、八六二人」を「二四、九七九人」に改め、同条第一号中「四、九六三人」を「五、〇三三人」に、「三九五五人」を「四〇三人」に改め、同条第五号中「八六八人」を「八七二人」に改め、同条第九号中「六、二八三人」を「六、三三五人」に、「五、八六〇人」を「五、九〇〇人」に改め、同条第十二号中「一、〇九七人」を「一、〇九九人」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

#### 理 由

市長の事務部局、福祉事務所、市立病院、教育委員会の事務部局等及び学校の職員並びに消防職員の定数を増加させるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第三十七号議案

### 仙台市特別会計条例の一部を改正する条例

#### 仙台市特別会計条例の一部を改正する条例

仙台市特別会計条例（昭和三十九年仙台市条例第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 駐車場事業特別会計の令和四年度の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。

#### 理 由

駐車場事業特別会計を廃止するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第三十八号議案

### 仙台市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

#### 仙台市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

仙台市児童福祉施設条例（昭和四十三年仙台市条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

別表保育所仙台市折立保育所の項を削る。

#### 附 則

この条例は、市長が定める日から施行する。ただし、第四条の二第二項の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

#### 理 由

折立保育所を廃止するとともに、児童福祉法の改正に伴い児童発達支援センターの使用料の額を児童発達支援に通常要する費用につき内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額とするため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第三十九号議案

### 仙台市障害者福祉センター条例及び仙台市知的障害者援護施設条例の一部を改正する条例

仙台市障害者福祉センター条例及び仙台市知的障害者援護施設条例の一部を改正する条例  
次に掲げる条例の規定中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

- 一 仙台市障害者福祉センター条例（平成九年仙台市条例第二十六号）第五条第二項各号
- 二 仙台市知的障害者援護施設条例（昭和四十五年仙台市条例第三号）第五条第二項各号

#### 附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

#### 理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、障害者福祉センターの使用料の額を自立訓練に通常要する費用につき主務大臣が定める基準により算定した費用の額とする等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第四十号議案

### 仙台市精神障害者社会復帰施設条例の一部を改正する条例

仙台市精神障害者社会復帰施設条例の一部を改正する条例

仙台市精神障害者社会復帰施設条例（平成五年仙台市条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第五条に」を「第五条第一項に」に改める。

第六条第二項各号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い精神障害者社会復帰施設の使用料の額を自立訓練に通常要する費用につき主務大臣が定める基準により算定した費用の額とする等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。





又は個別集合墓所（以下この項においてこれらを「一般墓所等」という。）を返還し既に一般墓所等に埋蔵されている複数の焼骨を当該合同埋蔵室に改葬しようとする場合において、合葬式墓所の個別埋蔵室に当該複数の焼骨を埋蔵することなく当該合同埋蔵室に当該複数の焼骨を埋蔵するときに係る使用料の額は、第一項の規定にかかわらず、第三条の許可の申請一件につき三八、〇〇〇円（使用者が本市の区域外に住所を有する場合にあつては、三八、〇〇〇円に百分の百五十を乗じて得た額）とする。

第十四条第一項の表中

個別集合墓所		一区画につき	九〇、四〇〇円	」を  に  」
合葬式墓所	焼骨を埋蔵した日から十年を経過するまでの間、当該焼骨を個別埋蔵室に埋蔵し、当該期間が経過した後、当該焼骨を合同埋蔵室に埋蔵する場合	一体につき	四五、四〇〇円	
	個別埋蔵室に焼骨を埋蔵することなく合同埋蔵室に当該焼骨を埋蔵する場合		九、四〇〇円	

改め、同条に次の一項を加える。

- 4 合葬式墓所の合同埋蔵室を使用することを目的として本市が設置する霊園内の個別集合墓所を返還し既に当該個別集合墓所に埋蔵されている複数の焼骨を当該合同埋蔵室に改葬しようとする場合において、合葬式墓所の個別埋蔵室に当該複数の焼骨を埋蔵することなく当該合同埋蔵室に当該複数の焼骨を埋蔵するときに係る管理料の額は、第一項の規定にかかわらず、第三条の許可の申請一件につき九、四〇〇円とする。

#### 附 則

この条例は、市長が定める日から施行する。ただし、第十一条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

#### 理 由

いずみ墓園に設置する墓所の形式に合葬式墓所を加えるとともに、その使用に関し必要な事項を定める等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第四十二号議案

### 仙台市旅館業法の施行に関する条例の一部を改正する条例

仙台市旅館業法の施行に関する条例の一部を改正する条例

仙台市旅館業法の施行に関する条例（平成十二年仙台市条例第十四号）の一部を次のように改正する。  
第八条第一項第四号中「第二十九条」を「第三十一条第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

理 由

博物館法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第四十二号議案

### 仙台市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

仙台市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

仙台市子ども・子育て会議条例（平成二十五年仙台市条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七十七条第一項」を「第七十二条第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

理 由

子ども・子育て支援法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第四十四号議案

### 仙台市放課後児童健全育成事業及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

仙台市放課後児童健全育成事業及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

仙台市放課後児童健全育成事業及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年仙台市条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「ときは」の下に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

#### 附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

#### 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、家庭的保育事業等を行う事業所は保育に支障がない場合に限り保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができることとするため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第四十五号議案

### 東日本大震災により被害を受けた中小企業者等に対する求償権の放棄等に係る承認に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災により被害を受けた中小企業者等に対する求償権の放棄等に係る承認に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災により被害を受けた中小企業者等に対する求償権の放棄等に係る承認に関する条例（平成二十四年仙台市条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

仙台市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例

第一条を次のように改める。

#### （目的）

第一条 この条例は、宮城県信用保証協会（以下「協会」という。）が中小企業者等に対する求償権を行使して回収金を取得した場合に市に納入すべき納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定め、もって中小企業者等の振興及び地域経済の活性化に資することを目的とする。

第二条第二号中「に係る債務（協会が本市との間において締結した契約であつて協会が当該債務を履行した際に生じた損失に対して本市が補償を行うことを定めたものに限る）」を「をした場合において、その保証に係る債務（以下「保証債務」という）」に改め、同条第三号中「譲渡（当該）」を「不価譲渡（）」に、「に限る。次条第二項第二号及び第三号において同じ）」を「をいう）」に改め、同条に次の二号を加える。

四 損失補償契約 市と協会との間の契約であつて、協会が保証債務を履行した際に生じた損失に対して市が補償を行うことを定めたものをいう。

五 回収納付金 協会が、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権を行使することによって回収金を取得した場合において、当該回収金のうち当該損失補償契約の定めにより市に納入しなければならないものをいう。

第三条の見出しを「（回収納付金を受け取る権利の放棄）」に改め、同条第二項中「のいずれかに該当する場合であつて、当該求償権の放棄等を行うことにより東日本大震災により被害を受けた中小企業者等の事業の再生に資する」を「に掲げる計画のいずれかに基づくものであつて、中小企業者等の振興及び地域経済の活性化に資するものである」に、「承認をする」を「承認をし、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄する」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百三十四条第二項に規定する認定支援機関が行う支援を受けて策定された事業の再生に関する計画
- 二 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第百四十条第一号の規定により出資を行った投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画
- 三 独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う産業競争力強化法第百四十条第二号に掲げる業務によ

り行われる支援を受けて策定された事業の再生に関する計画

四 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第五十二条第一項第二号に規定する特定協定銀行である株式会社整理回収機構の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画

五 株式会社地域経済活性化支援機構が株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項に規定する再生支援決定を行った中小企業者等に係る事業再生計画又は同法第三十二条の二第三項に規定する特定支援決定を行った中小企業者等に係る弁済計画

六 産業競争力強化法第二条第二十項に規定する特定認証紛争解決事業者が行う同条第二十一項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する計画

七 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第四項に規定する支援決定を行った中小企業者等に係る事業の再生に関する計画

八 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第百五十八号）第二条第三項に規定する特定調停（同法第十七条第一項に規定する調停条項を定めたものを除く。）又は同法第二十条において準用する民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第十七条に規定する決定に基づき策定された事業の再生に関する計画

九 前各号に掲げるもののほか、中小企業者等の振興及び地域経済の活性化に資する計画として規則で定めるもの

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（報告）

第四条 市長は、前条第二項の規定により回収納付金を受け取る権利を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

理 由

求償権の放棄等が一定の計画に基づくものであつて中小企業者等の振興及び地域経済の活性化に資するものであるときは当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄することができることとするともに、条例の題名を仙台市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例に改める等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第四十六号議案

### 仙台市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

仙台市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

仙台市スポーツ施設条例（昭和五十九年仙台市条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一(四)の表中

会議室(1)	六一〇円	八一〇円	八一〇円
多目的室	六三〇円	八四〇円	一、二六〇円
会議室(1)	六一〇円	八一〇円	八一〇円

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、市長が定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第一の一(四)の表に掲げる施設の利用のため必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

理 由

出花体育館の多目的室を専用使用する場合の使用料を定めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第四十七号議案

### 仙台市手数料条例の一部を改正する条例

仙台市手数料条例の一部を改正する条例

仙台市手数料条例（昭和三十七年仙台市条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の五を次のように改める。

（都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料）

第二条の五 市長は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号。以下この条において「法」という。）第五十三条第一項の規定による認定の申請（以下この項から第三項までにおいて「認定申請」という。）をしようとする者から、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料として、一件につき、次の各号に掲げる当該認定申請に係る建築物の区分に応じ、当該各号に定める額を徴収する。

一 一戸建ての住宅 三万五千円

二 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この条、第二条の七及び第二条の八において同じ。）表一の上欄に掲げる当該認定申請に係る共同住宅等の全体の住戸数の区分に応じ同表の下欄に定める額（以下この号において「共同住宅等に係る表一の額」という。）に、表二の上欄に掲げる当該認定申請に係る共同住宅等の全体の共用部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号）第四条第三項第一号に規定する共用部分をいう。以下この条、第二条の七及び第二条の八において同じ。）の床面積の合計の区分に応じ同表の下欄に定める額を加えて得た額（当該共同住宅等が共用部分を有しない場合又は当該共同住宅等の共用部分について設計一次エネルギー消費量等（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号イに規定する設計一次エネルギー消費量及び同号イに規定する基準一次エネルギー消費量をいう。以下この条、第二条の七及び第二条の八において同じ。）を算出しない場合にあつては、共同住宅等に係る表一の額）

三 複合建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号に規定する複合建築物をいう。以下この条、第二条の七及び第二条の八において同じ。）の全体 表一の上欄に掲げる当該認定申請に係る複合建築物の全体の住戸数の区分に応じ同表の下欄に定める額（以下この号において「複合建築物に係る表一の額」という。）に、表二の上欄に掲げる当該認定申請に係る複合建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ同表の下欄に定める額及び表三の上欄に掲げる当該認定申請に係る複合建築物の非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下この条から第二条の八までにおいて同じ。）の床面積の合計の区分に応じ同表の下欄に定める額（以下この号において「複合建築物に係る表三の額」という。）を加えて得た額（当該複合建築物が共用部分を有しない場合又は当該複合建築物の共用部分について設計一次エネルギー消費量等を算出しない場合（当該複合建築物が兼用住宅（二戸の住宅の用途に供する建築物で、非住宅部分を有するものをいう。）

以下この条、第二条の七及び第二条の八において同じ。) であつては複合建築物に係る表一の額に複合建築物に係る表三の額を加えて得た額、当該複合建築物が兼用住宅である場合にあつては第一号に定める額に複合建築物に係る表三の額を加えて得た額)

四 複合建築物の住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一条第一項に規定する住宅部分をいう。以下この条、第二条の七及び第二条の八において同じ。) 表一の上欄に掲げる当該認定申請に係る複合建築物の全体の住戸数の区分に応じ同表の下欄に定める額(以下この号において「複合建築物に係る表一の額」という。) に、表二の上欄に掲げる当該認定申請に係る複合建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ同表の下欄に定める額を加えて得た額(当該複合建築物が共用部分を有しない場合又は当該複合建築物の共用部分について設計一次エネルギー消費量を算出しない場合(当該複合建築物が兼用住宅である場合を除く。) にあつては複合建築物に係る表一の額、当該複合建築物が兼用住宅である場合にあつては第一号に定める額)

五 非住宅建築物(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号に規定する非住宅建築物をいう。以下この条、第二条の七及び第二条の八において同じ。) 又は複合建築物の非住宅部分 表三の上欄に掲げる当該認定申請に係る非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、同表の下欄に定める額

表一

住戸数	金額
五戸以内のもの	七万円
五戸を超え、十戸以内のもの	九万七千円
十戸を超え、二十五戸以内のもの	十三万七千円
二十五戸を超え、五十戸以内のもの	十九万六千円
五十戸を超え、百戸以内のもの	二十八万円
百戸を超え、二百戸以内のもの	三十八万円
二百戸を超え、三百戸以内のもの	四十九万八千円
三百戸を超えるもの	五十八万五千円

表二

共用部分の床面積の合計	金額
三百平方メートル以内のもの	十二万円
三百平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの	十八万円
二千平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの	二十八万円
五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	三十六万円
一万平方メートルを超え、二万五千平方メートル以内のもの	四十三万円
二万五千平方メートルを超えるもの	五十万円

表二

非住宅部分の床面積の合計	金額
三百平方メートル以内のもの	二十四万二千元
三百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの	三十万千元
千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの	三十八万四千元
二千平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの	五十四万六千元
五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	六十七万円
一万平方メートルを超え、二万五千平方メートル以内のもの	七十九万円
二万五千平方メートルを超えるもの	九十万円

2 前項の規定にかかわらず、認定申請に係る低炭素建築物新築等計画（法第五十二条第一項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下この条において同じ。）が、法第五十四条第一項第一号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が定める基準に係るものである場合における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、一件につき、次の各号に掲げる当該認定申請に係る建築物の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一戸建ての住宅 一万八千元

二 共同住宅等 表一の上欄に掲げる当該認定申請に係る共同住宅等の全体の住戸数の区分に応じ同表の下欄に定める額

三 複合建築物の全体 表一の上欄に掲げる当該認定申請に係る複合建築物の全体の住戸数の区分に応じ同表の下欄に定める額（当該複合建築物の住宅部分が法第五十四条第一項第一号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が定める基準に係るものでない場合にあつては、前項の表一の上欄に掲げる当該認定申請に係る複合建築物の全体の住戸数の区分に応じ同表の下欄に定める額）に、表二の上欄に掲げる当該認定申請に係る複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ同表の下欄に定める額（当該複合建築物の非住宅部分が法第五十四条第一項第一号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が定める基準に係るものでない場合にあつては、前項の表三の上欄に掲げる当該認定申請に係る複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ同表の下欄に定める額）（以下この号において「複合建築物に係る表二の額等」という。）を加えて得た額（当該複合建築物が兼用住宅である場合にあつては、第一号に定める額に複合建築物に係る表二の額等を加えて得た額）

四 複合建築物の住宅部分 表一の上欄に掲げる当該認定申請に係る複合建築物の全体の住戸数の区分に応じ同表の下欄に定める額（当該複合建築物が兼用住宅である場合にあつては、第一号に定める額）

五 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 表二の上欄に掲げる当該認定申請に係る非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、同表の下欄に定める額

表一

住戸数	金額
五戸以内のもの	三万四千元
五戸を超え、十戸以内のもの	四万九千元
十戸を超え、二十五戸以内のもの	七万七千元
二十五戸を超え、五十戸以内のもの	十万八千元
五十戸を超え、百戸以内のもの	十五万九千元
百戸を超え、二百戸以内のもの	二十二万八千元
二百戸を超え、三百戸以内のもの	二十九万八千元
三百戸を超えるもの	三十四万五千元

表二

非住宅部分の床面積の合計	金額
三百平方メートル以内のもの	十万九千三百円
三百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの	十三万六千八百円
千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの	十七万四千元
二千平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの	二十七万二千元
五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	三十四万九千元
一万平方メートルを超え、二万五千平方メートル以内のもの	四十一万七千元
二万五千平方メートルを超えるもの	四十八万六千元

- 3 前二項の規定にかかわらず、認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第五十四条第一項に掲げる基準に適合することを証する図書として市長が認めるものを添付して認定申請をしようとする場合における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、一件につき、次の各号に掲げる当該認定申請に係る建築物の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一戸建ての住宅 五千円

二 共同住宅等 表一の上欄に掲げる当該認定申請に係る共同住宅等の全体の住戸数の区分に応じ同表の下欄に定める額（以下この号において「共同住宅等に係る表一の額」という。）に、表二の上欄に掲げる当該認定申請に係る共同住宅等の全体の共用部分の床面積の合計の区分に応じ同表の下欄に定める額を加えて得た額（当該共同住宅等が共用部分を有しない場合又は当該共同住宅等の共用部分について設計一次エネルギー消費量等を算出しない場合にあつては、共同住宅等に係る表一の額）

三 複合建築物の全体 表一の上欄に掲げる当該認定申請に係る複合建築物の全体の住戸数の区分に応じ同表の下欄に定める額（以下この号において「複合建築物に係る表一の額」という。）に、表二の上欄に掲げる当該認定申請に係る複合建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ同表の下欄に定める額及び表三の上欄に掲げる当該認定申請に係る複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ同表の下欄に定める額（以下この号において「複合建築物に係る表三の額」という。）

を加えて得た額（当該複合建築物が共用部分を有しない場合又は当該複合建築物の共用部分について設計一次エネルギー消費量等を算出しない場合（当該複合建築物が兼用住宅である場合を除く。）にあつては複合建築物に係る表一の額に複合建築物に係る表三の額を加えて得た額、当該複合建築物が兼用住宅である場合にあつては第一号に定める額に複合建築物に係る表三の額を加えて得た額）

四 複合建築物の住宅部分 表一の上欄に掲げる当該認定申請に係る複合建築物の全体の住戸数の区分に応じ同表の下欄に定める額（以下この号において「複合建築物に係る表一の額」という。）に、表一の上欄に掲げる当該認定申請に係る複合建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ同表の下欄に定める額を加えて得た額（当該複合建築物が共用部分を有しない場合又は当該複合建築物の共用部分について設計一次エネルギー消費量等を算出しない場合（当該複合建築物が兼用住宅である場合を除く。）にあつては複合建築物に係る表一の額、当該複合建築物が兼用住宅である場合にあつては第一号に定める額）

五 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 表三の上欄に掲げる当該認定申請に係る非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、同表の下欄に定める額

表一

住戸数	金額
五戸以内のもの	一万円
五戸を超え、十戸以内のもの	一万六千円
十戸を超え、二十五戸以内のもの	二万七千円
二十五戸を超え、五十戸以内のもの	四万五千円
五十戸を超え、百戸以内のもの	八万円
百戸を超え、二百戸以内のもの	十二万七千円
二百戸を超え、三百戸以内のもの	十六万円
三百戸を超えるもの	十七万五千円

表二

共用部分の床面積の合計	金額
三百平方メートル以内のもの	一万円
三百平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの	二万七千円
二千平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの	八万円
五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	十二万七千円
一万平方メートルを超え、二万五千平方メートル以内のもの	十六万円
二万五千平方メートルを超えるもの	二十万円



表三

非住宅部分の床面積の合計	金額
三百平方メートル以内のもの	一万円
三百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの	一万七千円
千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの	二万七千円
二千平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの	八万円
五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	十二万七千円
一万平方メートルを超え、二万五千平方メートル以内のもの	十六万円
二万五千平方メートルを超えるもの	二十万円

4 市長は、法第五十五条第一項の認定に係る申請をしようとする者から、低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料として、一件につき、前三項に掲げる金額をこれに二分の一を乗じて得た額としてこれらの項の規定に準じて算出した額を徴収する。

5 前条第十三項の規定は、法第五十四条第二項（法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申出をしようとする者から徴収する建築基準関係規定適合確認審査申出手数料について準用する。

第二条の六第一項中「平成二十七年法律第五十三号。」及び「（法第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下この条から第二条の八までにおいて同じ。）」を削り、同項の表中

三百平方メートル以上、二千平方メートル未満のもの	三十四万八千円	」を に
三百平方メートル以上、千平方メートル未満のもの	二十六万九千円	
千平方メートル以上、二千平方メートル未満のもの	三十四万八千円	

改め、同条第二項の表中

三百平方メートル以上、二千平方メートル未満のもの	十三万八千円	」を に
三百平方メートル以上、千平方メートル未満のもの	十万四千八百円	
千平方メートル以上、二千平方メートル未満のもの	十三万八千円	

改める。

第二条の七第一項から第三項までを次のように改める。

市長は、法第三十四条第一項の規定による認定の申請（以下この条において「認定申請」という。）をしようとする者から、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料として、一件につき、次の各号に掲げる当該認定申請に係る建築物の区分に応じ、当該各号に定める額を徴収する。

- 一 一戸建ての住宅で、床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 三万二千三百円
- 二 一戸建ての住宅で、床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 三万六千五百円
- 三 共同住宅等 表一の上欄に掲げる当該認定申請に係る共同住宅等の住宅部分（当該共同住宅等の共用部分について設計一次エネルギー消費量等を算出しない場合にあつては、当該共用部分を除

く。)の床面積の合計の区分に応じ、同表の下欄に定める額

四 複合建築物の全体 表一の上欄に掲げる当該認定申請に係る複合建築物の住宅部分(当該複合建築物の共用部分について設計一次エネルギー消費量等を算出しない場合にあつては、当該共用部分を除く。)の床面積の合計の区分に応じ同表の下欄に定める額に、表二の上欄に掲げる当該認定申請に係る複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ同表の下欄に定める額(以下この号において「複合建築物に係る表二の額」という。)を加えて得た額(当該複合建築物が兼用住宅である場合にあつては、その住宅部分の床面積の合計の区分に応じ第一号又は第二号に定める額に複合建築物に係る表二の額を加えて得た額)

五 複合建築物の住宅部分 表一の上欄に掲げる当該認定申請に係る複合建築物の住宅部分(当該複合建築物の共用部分について設計一次エネルギー消費量等を算出しない場合にあつては、当該共用部分を除く。)の床面積の合計の区分に応じ、同表の下欄に定める額(当該複合建築物が兼用住宅である場合にあつては、その住宅部分の床面積の合計の区分に応じ第一号又は第二号に定める額)

六 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 表二の上欄に掲げる当該認定申請に係る非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、同表の下欄に定める額

表一

住宅部分の床面積の合計	金額
三百平方メートル未満のもの	六万五千二百円
三百平方メートル以上、二千平方メートル未満のもの	十万八千円
二千平方メートル以上、五千平方メートル未満のもの	十八万五千円
五千平方メートル以上のもの	二十六万六千円

表二

非住宅部分の床面積の合計	金額
三百平方メートル未満のもの	二十一万五千円
三百平方メートル以上、千平方メートル未満のもの	二十六万九千円
千平方メートル以上、二千平方メートル未満のもの	三十四万八千円
二千平方メートル以上、五千平方メートル未満のもの	四十九万七千円
五千平方メートル以上、一万平方メートル未満のもの	六十一万二千元
一万平方メートル以上、二万五千平方メートル未満のもの	七十二万三千元
二万五千平方メートル以上のもの	八十二万五千元

2 前項の規定にかかわらず、認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画(法第三十四条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この条において同じ。)が、法第三十五条第一項第一号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準のうち市長が定める基準に係るものである場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、一件につき、次の各号に掲げる当該認定申請に係る建築物の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 一戸建ての住宅で、床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 一万六千四百円
- 二 一戸建ての住宅で、床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 一万七千七百円
- 三 共同住宅等 表一の上欄に掲げる当該認定申請に係る共同住宅等の住宅部分（当該共同住宅等の共用部分について設計一次エネルギー消費量等を算出しない場合にあつては、当該共用部分を除く。）の床面積の合計の区分に応じ、同表の下欄に定める額
- 四 複合建築物の全体 表一の上欄に掲げる当該認定申請に係る複合建築物の住宅部分（当該複合建築物の共用部分について設計一次エネルギー消費量等を算出しない場合にあつては、当該共用部分を除く。）の床面積の合計の区分に応じ同表の下欄に定める額（当該複合建築物の住宅部分が法第三十五条第一項第一号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準のうち市長が定める基準に係るものでない場合にあつては、前項の表一の上欄に掲げる当該認定申請に係る複合建築物の住宅部分（当該複合建築物の共用部分について設計一次エネルギー消費量等を算出しない場合にあつては、当該共用部分を除く。）の床面積の合計の区分に応じ同表の下欄に定める額）に、表二の上欄に掲げる当該認定申請に係る複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ同表の下欄に定める額（当該複合建築物の非住宅部分が法第三十五条第一項第一号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準のうち市長が定める基準に係るものでない場合にあつては、前項の表二の上欄に掲げる当該認定申請に係る複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ同表の下欄に定める額）（以下この号において「複合建築物に係る表二の額等」という。）を加えて得た額（当該複合建築物が兼用住宅である場合にあつては、その住宅部分の床面積の合計の区分に応じ第一号又は第二号に定める額に複合建築物に係る表二の額等を加えて得た額）
- 五 複合建築物の住宅部分 表一の上欄に掲げる当該認定申請に係る複合建築物の住宅部分（当該複合建築物の共用部分について設計一次エネルギー消費量等を算出しない場合にあつては、当該共用部分を除く。）の床面積の合計の区分に応じ、同表の下欄に定める額（当該複合建築物が兼用住宅である場合にあつては、その住宅部分の床面積の合計の区分に応じ第一号又は第二号に定める額）
- 六 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 表二の上欄に掲げる当該認定申請に係る非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、同表の下欄に定める額

表一

住宅部分の床面積の合計	金額
二百平方メートル未満のもの	三万千円
二百平方メートル以上、二千平方メートル未満のもの	五万三千八百円
二千平方メートル以上、五千平方メートル未満のもの	九万七千五百円
五千平方メートル以上のもの	十四万七千円

表二

非住宅部分の床面積の合計	金額
三百平方メートル未満のもの	八万二千三百円
三百平方メートル以上、千平方メートル未満のもの	十万四千八百円
千平方メートル以上、二千平方メートル未満のもの	十三万八千円
二千平方メートル以上、五千平方メートル未満のもの	二十二万三千元
五千平方メートル以上、一万平方メートル未満のもの	二十九万千元
一万平方メートル以上、二万五千平方メートル未満のもの	三十五万円
二万五千平方メートル以上のもの	四十一万千元

- 3 前二項の規定にかかわらず、認定申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第三十五条第一項に掲げる基準に適合することを証する図書として市長が認めるものを添付して認定申請をしようとする場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、一件につき、次の各号に掲げる当該認定申請に係る建築物の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一戸建ての住宅 四千四百円

二 共同住宅等 表一の上欄に掲げる当該認定申請に係る当該共同住宅等の住宅部分（当該共同住宅等の共用部分について設計一次エネルギー消費量等を算出しない場合にあつては、当該共用部分を除く。）の床面積の合計の区分に応じ、同表の下欄に定める額

三 複合建築物の全体 表一の上欄に掲げる当該認定申請に係る複合建築物の住宅部分（当該複合建築物の共用部分について設計一次エネルギー消費量等を算出しない場合にあつては、当該共用部分を除く。）の床面積の合計の区分に応じ同表の下欄に定める額に、表二の上欄に掲げる当該認定申請に係る複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ同表の下欄に定める額（以下この号において「複合建築物に係る表二の額」という。）を加えて得た額（当該複合建築物が兼用住宅である場合にあつては、第一号に定める額に複合建築物に係る表二の額を加えて得た額）

四 複合建築物の住宅部分 表一の上欄に掲げる当該認定申請に係る当該複合建築物の住宅部分（当該複合建築物の共用部分について設計一次エネルギー消費量等を算出しない場合にあつては、当該共用部分を除く。）の床面積の合計の区分に応じ、同表の下欄に定める額（当該複合建築物が兼用住宅である場合にあつては、第一号に定める額）

五 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 表二の上欄に掲げる当該認定申請に係る非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、同表の下欄に定める額

表一

住宅部分の床面積の合計	金額
三百平方メートル未満のもの	八千八百円
三百平方メートル以上、二千平方メートル未満のもの	一万九千円
二千平方メートル以上、五千平方メートル未満のもの	四万二千四百円
五千平方メートル以上のもの	七万六千円

表二

非住宅部分の床面積の合計	金額
三百平方メートル未満のもの	八千八百円
三百平方メートル以上、千平方メートル未満のもの	一万五千五百円
千平方メートル以上、二千平方メートル未満のもの	二万五千三百円
二千平方メートル以上、五千平方メートル未満のもの	七万六千円
五千平方メートル以上、一万平方メートル未満のもの	十二万円
一万平方メートル以上、二万五千平方メートル未満のもの	十五万二千円
二万五千平方メートル以上のもの	十九万円

第二条の八第一項第一号及び第二号中「第二条第三号」を「第二条第一項第三号」に改め、同項第三号及び第四号中「第二条第三号」を「第二条第一項第三号」に、「前条第二項第一号の表」を「前条第二項の表二」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 共同住宅等 前条第一項の表一の上欄に掲げる当該認定申請に係る共同住宅等の住宅部分（当該共同住宅等の共用部分について設計一次エネルギー消費量等を算出しない場合にあつては、当該共用部分を除く。以下この号において同じ。）の床面積の合計の区分に応じ、同表の下欄に定める額（当該建築物が法第二条第一項第三号の建築物エネルギー消費性能基準のうち市長が定める基準に係るものである場合にあつては、前条第二項の表一の上欄に掲げる当該認定申請に係る共同住宅等の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、同表の下欄に定める額）

第二条の八第一項第六号中「第二条第三号」を「第二条第一項第三号」に、「前号の表」を「前条第二項の表一」に、「前条第二項第一号の表」を「前条第二項の表二」に改め、同項第七号中「第二条第三号」を「第二条第一項第三号」に、「前条第二項第一号の表」を「前条第二項の表二」に改め、同条第二項中「第二条第三号」を「第二条第一項第三号」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

2 改正後の第二条の五から第二条の八までの規定は、この条例の施行の日以後になされた申請に係る手数料について適用し、同日前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

## 理 由

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の改正を考慮し複合建築物の住宅部分及び非住宅部分に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料を定めるとともに、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の改正を考慮し複合建築物の住宅部分に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料を定める等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第四十八号議案

### 仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和六十三年仙台市条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第十一号中「第十五条第一項」を「第十一条第一項」に、「第十五条第二項」を「第十一条第二項」に改める。

別表第二田子地区整備計画区域住宅B地区の項及び新田東地区整備計画区域沿道サービス地区の項中「禁言計画道路3・2・44定線中通線町線」を「禁言計画道路3・3・340新田田子線」に改め、同養泉パークタウン朝日地区整備計画区域店舗兼用住宅地区の項、センターハウス地区の項及び近隣サービスA地区の項中「甚区弊線道路」を「市道勇口2号線」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、公布の日から施行する。

#### 理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の改正に伴い所要の規定の整備を行う等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第四十九号議案

### 仙台市建築基準法の施行に関する条例の一部を改正する条例

仙台市建築基準法の施行に関する条例の一部を改正する条例

仙台市建築基準法の施行に関する条例（平成十二年仙台市条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第十二号を次のように改める。

十二 法第五十二条第六項第三号の規定に基づく建築物の容積率の特例認定申請手数料 二万七千円  
建築物の容積率に関する特例の認定 数料

第十一条第一項第十四号中「第五項」を「第五項第一号から第三号まで」に改め、同項中第四十九号を第五十二号とし、第四十号から第四十八号までを三号ずつ繰り下げ、同項第三十九号中「建築の」を「新築又は一敷地内許可建築物の増築等の」に、「一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料」を「公告許可対象区域内における建築物の位置及び構造の許可申請手数料」に、「一敷地内許可建築物を除く」を「当該新築又は増築等に係る建築物をいう」に改め、同号を同項第四十二号とし、同項第三十八号中「建築の」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の」に、「一敷地内認定建築物以外の建築物で対象区域内に広い空地を有するものの建築許可申請手数料」を「公告認定対象区域内に広い空地を有する場合における建築物の位置及び構造の許可申請手数料」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「当該新築又は増築等に係る建築物をいう」に改め、同号を同項第四十一号とし、同項第三十七号中「建築の」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の」に、「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」を「公告認定対象区域内における建築物の位置及び構造の認定申請手数料」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「当該新築又は増築等に係る建築物をいう」に改め、同号を同項第四十号とし、同項中第三十六号を第三十九号とし、第二十一号から第三十五号までを三号ずつ繰り下げ、第二十号を第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十三 法第五十八条第二項の規定に基づく建築物 都市計画において建築物の高さの 十六万円  
の高さに関する特例の許可 最高限度が定められた高度地区に  
おける建築物の高さの特例許可申  
請手数料

第十一条第一項中第十九号を第二十一号とし、第十八号を第二十号とし、同項第十七号中「第五十五条第三項各号」を「第五十五条第四項各号」に、「高さの」を「高さに関する制限の適用除外に係る」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第十六号を同項第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八 法第五十五条第三項の規定に基づく建築物の 第一種低層住居専用地域等にお 十六万円  
高さに関する特例の許可 る建築物の高さの特例許可申請手  
数料

第十一条第一項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 法第五十三条第五項第四号の規定に基づく建 屋外に面する建築物の部分に關す 十六万円  
築物の建蔽率に關する特例の許可 する工事を行う建築物の建蔽率の特  
例許可申請手数料

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

理 由

建築基準法の改正を考慮し、建築物のエネルギー消費性能の向上のため屋外に面する建築物の部分に關する工事を行う構造上やむを得ない建築物の建蔽率の特例許可申請手数料を定める等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第五十号議案

### 仙台市宅地造成等規制法の施行に関する条例の一部を改正する条例

仙台市宅地造成等規制法の施行に関する条例の一部を改正する条例

仙台市宅地造成等規制法の施行に関する条例（平成十二年仙台市条例第十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

仙台市宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関する条例

第一条中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

第二条第一項中「第八条第一項本文」を「第十二条第一項」に、「宅地造成」を「宅地造成等」に、「第十一条」を「第十五条第一項」に、「造成主」を「工事主」に改め、同条第二項中「造成主」を「工事主」に改める。

第三条及び第四条中「造成主」を「工事主」に改める。

第五条第一項中「第八条第一項本文」を「第十二条第一項」に改め、同条第二項中「第十二条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和五年五月二十六日から施行する。

理 由

宅地造成等規制法の改正に伴い、条例の題名を仙台市宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関する条例に改めるとともに、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第五十一号議案

### 仙台市宅地保全審議会条例の一部を改正する条例

仙台市宅地保全審議会条例の一部を改正する条例

仙台市宅地保全審議会条例（昭和五十二年仙台市条例第十五号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

仙台市宅地保全等審議会条例

第一条中「仙台市宅地保全審議会」を「仙台市宅地保全等審議会」に改める。

第二条第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下「法」という。）第十条第一項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定及び法第二十六条第一項の規定による特定盛土等規制区域の指定に関する事項
- 二 法第二十三条第一項及び第二項並びに第四十二条第一項及び第二項の規定による改善命令に係る技術的専門事項

第二条第三号及び第三条第二項第一号中「宅地保全」を「宅地保全等」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和五年五月二十六日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第一条の規定により置かれる仙台市宅地保全等審議会は、市長の諮問に応じ、この条例の施行の日以後も宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十七条第一項又は第二項の規定による改善命令に係る技術的専門事項を調査審議するものとする。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の第一条の規定により置かれた仙台市宅地保全審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の第三条第二項の規定により仙台市宅地保全等審議会の委員に委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命された者の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、同日における仙台市宅地保全審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

理 由

宅地造成等規制法の改正を考慮し審議会が調査審議する事項を追加し審議会の名称を仙台市宅地保全等審議会に改めるとともに条例の題名を仙台市宅地保全等審議会条例に改める等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第五十二号議案

### 仙台市造成宅地滑動崩落防止施設の保全に関する条例の一部を改正する条例

仙台市造成宅地滑動崩落防止施設の保全に関する条例の一部を改正する条例

仙台市造成宅地滑動崩落防止施設の保全に関する条例（平成二十五年仙台市条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第二条第七号」を「第二条第九号」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和五年五月二十六日から施行する。

#### 理 由

宅地造成等規制法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第五十二号議案

### 仙台市新田住宅条例の一部を改正する条例

仙台市新田住宅条例の一部を改正する条例

仙台市新田住宅条例（平成二十二年仙台市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第三号中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

理 由

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五十四号議案

仙台市都市公園条例の一部を改正する条例

仙台市都市公園条例の一部を改正する条例

仙台市都市公園条例（昭和四十年仙台市条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第七運動広場の項中

海岸公園	全面利用	午前（午前九時から正午まで） 八千六百元
		午後（午後一時から午後五時まで） 一万千六百元
	片面利用	午前（午前九時から正午まで） 一面につき 四千二百円
		午後（午後一時から午後五時まで） 一面につき 五千八百円

を

海岸公園	全面利用	午前（午前九時から正午まで） 八千六百元
		午後（午後一時から午後五時まで） 一万千六百元
	片面利用	午前（午前九時から正午まで） 一面につき 四千二百円
		午後（午後一時から午後五時まで） 一面につき 五千八百円
高砂中央公園	午前（午前八時から正午まで） 二千八百円	
	午後（正午から午後五時まで） 三千六百元	

に

改め、同表キャンプ場の項中「海岸公園」を「海岸公園  
高砂中央公園」に改める。

附 則

この条例は、市長が定める日から施行する。

理 由

高砂中央公園の運動広場及びキャンプ場の使用料を定めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第五十五号議案

### 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

#### 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年仙台市条例第六十五号）の一部を次のように改正する。  
別表第六特別支援学校手当の項の次に次のように加える。

夜間学級手当	職員が、夜間学級に関する業務に従事したとき	日額1,200円
--------	-----------------------	----------

#### 附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

#### 理 由

特殊勤務手当のうち夜間学級手当が支給される職員の範囲及び支給額を定めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第五十六号議案

### 仙台市博物館条例等の一部を改正する条例

仙台市博物館条例等の一部を改正する条例

(仙台市博物館条例の一部改正)

第一条 仙台市博物館条例(昭和六十年仙台市条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第二十条第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

(仙台市科学館条例の一部改正)

第二条 仙台市科学館条例(平成二年仙台市条例第九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第十八条の規定に基づき」を削る。

第九条第一項中「第二十条第一項」を「(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二十三条第一項」に改める。

(仙台市文化財保護条例の一部改正)

第三条 仙台市文化財保護条例(昭和三十七年仙台市条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十条第三号中「第二十九条」を「第三十一条第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

理 由

博物館法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第 57 号議案

### 工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市鶴ヶ谷第二市営住宅団地再整備事業（第一工区）1 棟新築工事
- 2 工事施行場所 仙台市宮城野区鶴ヶ谷六丁目 4 番
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 1,177,000,000円
- 5 契約の相手方 仙台市青葉区立町27番21号  
橋本店・奥田建設共同企業体  
構成員 仙台市青葉区立町27番21号  
株式会社橋本店  
構成員 仙台市青葉区八幡六丁目 9 番 1 号  
奥田建設株式会社

## 第 58 号議案

### 工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市鶴ヶ谷第二市営住宅団地再整備事業（第一工区）2 棟（西）新築工  
事
- 2 工事施行場所 仙台市宮城野区鶴ヶ谷六丁目 4 番
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 1,235,300,000円
- 5 契約の相手方 仙台市青葉区立町27番21号  
橋本店・奥田建設共同企業体  
構成員 仙台市青葉区立町27番21号  
株式会社橋本店  
構成員 仙台市青葉区八幡六丁目 9 番 1 号  
奥田建設株式会社

## 第 59 号議案

### 工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市鶴ヶ谷第二市営住宅団地再整備事業（第一工区）2棟（東）及び集会所新築工事
- 2 工事施行場所 仙台市宮城野区鶴ヶ谷六丁目 4 番
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 1,127,500,000円
- 5 契約の相手方 仙台市青葉区一番町二丁目 2 番13号  
仙建工業・阿部和工務店共同企業体  
構成員 仙台市青葉区一番町二丁目 2 番13号  
仙建工業株式会社  
構成員 仙台市青葉区上杉一丁目17番18号  
株式会社阿部和工務店



## 第 60 号議案

### 工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市立宮城野中学校校舎増築等工事
- 2 工事施行場所 仙台市宮城野区五輪一丁目304番 1, 305番 1, 307番 9
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 572,440,000円
- 5 契約の相手方 仙台市宮城野区原町四丁目 6 番 2 号  
鷹嘴建設・橋本店共同企業体  
構成員 仙台市宮城野区原町四丁目 6 番 2 号  
鷹嘴建設株式会社  
構成員 仙台市青葉区立町27番21号  
株式会社橋本店

## 第 61 号議案

### 工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市若林区文化センター等大規模改修電気設備工事
- 2 工事施行場所 仙台市若林区南小泉一丁目 1 番 1
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 704,000,000円
- 5 契約の相手方 仙台市若林区卸町東一丁目 4 番23号  
太平電気・伸電共同企業体  
構成員 仙台市若林区卸町東一丁目 4 番23号  
太平電気株式会社  
構成員 仙台市若林区卸町東五丁目 2 番 2 号  
株式会社伸電

## 第 62 号議案

### 工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市若林区文化センター等大規模改修機械設備工事
- 2 工事施行場所 仙台市若林区南小泉一丁目 1 番 1
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 1,270,500,000円
- 5 契約の相手方 仙台市宮城野区大槻13番30号  
加納工業所・熱研プラント工業共同企業体  
構成員 仙台市宮城野区大槻13番30号  
株式会社加納工業所  
構成員 仙台市宮城野区扇町五丁目 8 番 4 号  
熱研プラント工業株式会社

## 第 63 号議案

### 損害賠償の額の決定に関する件

令和 4 年 7 月 15 日 [REDACTED] 先の市道に埋設された水道管の瑕疵により [REDACTED] が管理する家屋等が損傷した事故に関し、本市が当該者に対して支払う損害賠償の額を 9,742,000 円とすることにつき、地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議決を求める。

## 第 64 号議案

### 市町の境界変更の申請に関する件

本市と宮城郡利府町との境界の一部を次のとおり変更することについて宮城県知事に申請することにつき、地方自治法第 7 条第 6 項の規定により、議決を求める。

#### 1 仙台市に編入する区域

宮城郡利府町神谷沢字金沢35の 3, 71の 2, 72の186及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の一部

備考 地番は令和 4 年12月14日現在のもの

#### 2 宮城郡利府町に編入する区域

仙台市宮城野区岩切字羽黒前88の 2, 89, 90, 91の 4, 92の 2, 93の 3, 100の 3, 101の 4 及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部

備考 地番は令和 4 年12月14日現在のもの

## 第 65 号議案

### 市町の境界変更に伴う財産処分の協議に関する件

本市と利府町との間において、市町の境界変更に伴う財産処分について別紙のとおり協議することにつき、地方自治法第 7 条第 6 項の規定により、議決を求める。

## 境界変更に伴う財産処分に関する協議書

仙台市と利府町は、境界変更に伴う財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第5項の規定に基づき、次のとおり協議する。

なお、この財産処分は、境界変更と同時に効力を生ずるものとする。

利府町が所有する次の土地は、仙台市の所有とする。

所在・地番		地目	地積(実測・㎡)
宮城郡	神谷沢字金沢35の3	ため池	44.65
利府町	神谷沢字金沢71の2, 72の186に隣接する道路	—	187.25
計			231.90

仙台市及び利府町は、本協議書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市

代表者 市長 郡 和子

宮城郡利府町利府字新並松4番地

利府町

代表者 町長 熊谷 大



## 第 66 号議案

### 指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指定する団体	指定の期間
仙台市若林区文化センター	仙台市青葉区大町二丁目12番1号 公益財団法人仙台ひと・まち交流財団	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで
仙台市太白区文化センター		
仙台市宮城野区文化センター		

## 第 67 号議案

### 指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指定の期間
仙台市広瀬文化センター	仙台市青葉区大町二丁目12番1号 公益財団法人仙台ひと・まち交流財団	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

## 第 68 号議案

### 指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指定の期間
仙台市シルバーセンター	仙台市青葉区花京院一丁目3番2号 仙台市健康福祉事業団・東北共立グループ	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで

## 第 69 号議案

### 指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指定する団体	指定の期間
仙台市生涯学習支援センター	仙台市青葉区大町二丁目12番1号 公益財団法人仙台ひと・まち交流財団	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで
仙台市青葉区中央市民センター		
仙台市宮城野区中央市民センター		
仙台市若林区中央市民センター		
仙台市太白区中央市民センター		
仙台市泉区中央市民センター		
仙台市柏木市民センター		
仙台市北山市民センター		
仙台市福沢市民センター		
仙台市旭ヶ丘市民センター		
仙台市三本松市民センター		

仙台市片平市民センター
仙台市水の森市民センター
仙台市貝ヶ森市民センター
仙台市中山市民センター
仙台市折立市民センター
仙台市木町通市民センター
仙台市広瀬市民センター
仙台市宮城西市民センター
仙台市大沢市民センター
仙台市落合市民センター
仙台市吉成市民センター
仙台市高砂市民センター
仙台市岩切市民センター
仙台市鶴ヶ谷市民センター

仙台市榴ヶ岡市民センター
仙台市東部市民センター
仙台市幸町市民センター
仙台市田子市民センター
仙台市福室市民センター
仙台市七郷市民センター
仙台市荒町市民センター
仙台市六郷市民センター
仙台市若林市民センター
仙台市沖野市民センター
仙台市生出市民センター
仙台市中田市民センター
仙台市西多賀市民センター
仙台市八本松市民センター

仙台市八木山市民センター
仙台市山田市民センター
仙台市茂庭台市民センター
仙台市東中田市民センター
仙台市柳生市民センター
仙台市富沢市民センター
仙台市秋保市民センター
仙台市馬場市民センター
仙台市湯元市民センター
仙台市根白石市民センター
仙台市南光台市民センター
仙台市黒松市民センター
仙台市将監市民センター
仙台市加茂市民センター




仙台市高森市民センター	
仙台市松陵市民センター	
仙台市寺岡市民センター	
仙台市長命ヶ丘市民センター	
仙台市松森市民センター	
仙台市桂市民センター	
仙台市南中山市民センター	

## 第 70 号議案

### 包括外部監査契約の締結に関する件

包括外部監査契約を次のとおり締結することにつき、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議決を求める。

- |            |  |
|------------|--|
| 1 契約の内容    | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告  |
| 2 契約の期間の始期 | 令和5年4月1日   |
| 3 契約金額     | 15,000,000円を上限とする額   |
| 4 費用の支払方法  | 契約の期間における最後の監査の結果に関する報告の提出後に一括払とする。ただし、相手方から請求があり、必要と認められる場合は、概算払をすることができる。                        |
| 5 契約の相手方   | <br>公認会計士 小川 高広 |

## 第 71 号議案

### 市道路線の認定及び廃止に関する件

市道の路線を次のとおり認定し、及び廃止することにつき、道路法第 8 条第 2 項（同法第 10 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、議決を求める。

#### 1 認定するもの

路 線 名	起 終 点 点
新 田 1 号 線	仙台市宮城野区福室五丁目217番 1 同 福室六丁目32番 4
新 田 2 号 線	仙台市宮城野区福室六丁目104番 2 同 401番
南 宮 北 福 室 ( そ の 2 ) 線	仙台市宮城野区福室六丁目302番 4 同 福室五丁目902番 2
富 沢 西 三 丁 目 1 号 線	仙台市太白区富沢西三丁目11番26 同 11番16

#### 2 廃止するもの

路 線 名	起 終 点 点
新 田 線	仙台市宮城野区福室五丁目217番 1 同 福室六丁目401番
南 宮 北 福 室 ( そ の 2 ) 線	仙台市宮城野区福室六丁目302番 4 同 302番 4

## 第 72 号議案

### 仙台市固定資産評価審査委員会の委員の選任に関する件

仙台市固定資産評価審査委員会の委員須藤信行，荒井美佐子及び岡義彦は令和 5 年 3 月 31 日に任期を満了するので，別紙の者を後任の委員に選任することにつき，地方税法第 423 条第 3 項の規定により，同意を求める。

※上記別紙の者は，岡義彦，佐々木真理及び江澤亜樹

## 第 73 号議案

### 人権擁護委員候補者の推薦に関する件

別紙の者を人権擁護委員候補者に推薦することにつき、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、意見を求める。

※上記別紙の者は、白鳥裕子、堀江謙一、高橋智男、渡邊大助、渡邊眞弓、丹野富雄、西山敦子、齋藤信一及び時準雄